

新春キタ定期積金

販売期間：平成31年1月7日(月)～平成31年2月28日(木)

組合員様
限定

※組合には1口(1,000円)以上のご出資で加入できます。



年 **0.3** %

募集金額 5億円

- 商 品 名：定額式定期積金（愛称：新春キタ定期積金）
- 販 売 対 象：個人のお客様かつ組合員さま限定
- 預 入 期 間：24ヵ月以上120ヵ月以内
- 払 込 方 法：(1) 払込方法 契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。
掛込周期は毎月とします。（3ヵ月以上の前納はお断りさせていただきます。）
契約時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
原則、集金扱いとします。
(2) 払込金額 1回あたり10,000円以上
(3) 払込単位 1円単位
(4) 給付契約額 50万円以上500万円以下
- 払 戻 方 法：約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払戻します。
- 給 付 補 填 金：(1) 適用利回り 年0.30%の利率を約定利回りとして適用します。
(2) 支払頻度 満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。
(4) 税 金 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。
※平成49年12月31日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法 窓口でお問い合わせください。
- 付 加 可 能 な 特 約 事 項：普通貯金等からの自動振替により払込みができます。
- 中 途 解 約 時 の 取 扱 い：本商品の中途解約は原則として不可とさせていただきます。
やむを得ず中途解約される場合は解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払戻します。
- 募 集 金 額：5億円
- 貯 金 保 険 制 度（公 的 制 度）：保護対象/ 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
- 苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容：苦情処理措置/ 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所・出張所または金融推進部（電話：089-946-1611）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、平成31年3月末までは愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。なお、平成31年4月1日以降はJAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）となります。
紛争解決措置/ 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融推進部又は平成31年3月末までは愛媛県JAバンク相談所、平成31年4月1日以降はJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
- そ の 他 参 考 事 項：払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。
掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。
満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
取扱期間中であってもお申込み総額が募集金額の上限に達した場合や諸情勢により、お取扱いを終了する場合があります。



新規に50万円以上ご契約いただいた方に先着で

「まる芽ちゃんボディウォッシュボール」または「久万高原清流米(約300g)」プレゼント!

詳しくはお近くのJA松山市 各支所窓口までお問い合わせください。

 JA松山市

金融推進部 TEL 089-946-1611(代)
〒790-0003 松山市三番町八丁目 325-1